厚生労働省令 第百三十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年八月十九日　　厚生労働大臣　尾辻　秀久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三百五十二号を第三百五十六号とし、第二百五十二号から第三百五十一号までを四号ずつ繰り下げ、第二百五十一号を第二百五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百五十五　ヒドロキシプロピルセルロース

別表第一中第二百五十号を第二百五十三号とし、第二百十八号から第二百四十九号までを三号ずつ繰り下げ、第二百十七号を第二百十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百二十　２・３・５－トリメチルピラジン

別表第一中第二百十六号を第二百十八号とし、第三十号から第二百十五号までを二号ずつ繰り下げ、第二十九号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　イソアミルアルコール

別表第一中第二十八号を第二十九号とし、第十八号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　アミルアルコール

附　則

この省令は、公布の日から施行する。